

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和6年度 山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務

### 2 委託業務の目的

桜井市から天理市に至る山の辺の道を軸とする周辺地域（以下「山の辺」という。）を周遊・滞在型観光地として、広く深く国内外に発信するための基礎を地域とともに構築し、山の辺に対する認知を高めていくことで、観光のチカラによる山の辺の活性化を図るとともに、奈良公園周辺に集中しているインバウンド等を誘導することを目的とする。

### 3 委託上限金額

48,500千円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

### 4 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

### 5 委託業務の内容

山の辺がデスティネーションとして国内外で広く深く認知されるよう、一つの周遊・滞在型観光地とするエリアを設定し、山の辺の歴史や文化、生活、自然等の魅力と価値を国内外に発信するためのブランディング等を地域とともに行う。

#### （1）周遊・滞在型観光地「山の辺」のエリア設定及びマップ作成

山の辺をデスティネーションとして認知させるエリアを定め、エリア内の周遊ルートを造成し、マップを作成する。

（留意事項）

- ① エリアの設定にあたっては、山の辺が周遊・滞在型観光地となるよう、地域の歴史や文化、生活、自然等との結びつきをもった範囲とすること。
- ② エリア内の周遊ルートの造成にあたっては、山の辺の道を軸にテーマを定めて5ルート以上を造成すること。
- ③ マップの作成にあたっては、デジタルマップを主体とし、山の辺に対する認知を高めるとともに、観光客ごとのニーズに対応できるものとする。
- ④ エリアの設定や周遊ルートの造成、マップの作成にあたっては、観光地域づくりに関する専門家・アドバイザーを選定し、その監修を受けること。
- ⑤ エリア設定や周遊ルート造成にあたっては、地域との協業関係を構築するとともに、実施踏査と地域ヒアリングを合わせて6回以上は行うこと。

(2) 「山の辺」モニターツアーの実施

上記(1)の業務の実施にあたり、マーケットインの視点を反映させるため、山の辺でのモニターツアーを行う。

(留意事項)

- ① 令和6年10月から令和7年2月の期間で5回以上実施することとし、そのうち半分以上は泊付きとすること。
- ② モニターツアーの対象者については、マーケットのニーズを踏まえた意見等を聴取できる者とする。
- ③ それぞれのモニターツアーの実施にあたっては、企画ごとに実施内容を委託者と協議すること。

(3) 「山の辺」のブランディング及びブランドブック作成

観光地としての山の辺のポテンシャルを最大限に引き出し、魅力と価値(普遍的価値、提供価値、付加価値)を高めるためのブランディングを行うとともに、山の辺の歴史や文化、生活、自然等の魅力と価値を明確化し、国内外に対し統一されたイメージを発信・浸透させるツールとなるブランドブックを作成する。

(留意事項)

- ① ブランディングとブランドブック作成にあたっては、上記(1)の業務で設定するエリアをその範囲とすること。
- ② ブランディングとブランドブック作成にあたっては、山の辺の歴史や文化、生活、自然等の魅力と価値を具現化する写真やキャッチコピー、メッセージ等を企画・制作すること。
- ③ ブランディングとブランドブック作成にあたっては、ブランディングに関する専門家・アドバイザーを選定し、その監修を受けること。
- ④ ブランディングとブランドブック作成にあたっては、地域との協業関係を構築するとともに、実施踏査と地域ヒアリングを合わせて6回以上行い、山の辺の歴史や文化、生活、自然等の魅力と価値を反映すること。
- ⑤ ブランドブックの作成にあたっては、下記(4)の業務で得たマーケットの意見等を反映すること。
- ⑥ ブランドブックの作成にあたっては、国内外での商談において活用することを念頭に、日本語版及び英語版を作成すること。
- ⑦ ブランドブックの作成は、デジタルブックとするが、製本にも対応できるものとする。

(4) 「山の辺」プロモーションの実施

上記（３）の業務の実施にあたり、マーケットに訴求するものとなり得るかを確認するため、ブランドブックの試作品を活用した試行的プロモーションを行うとともに、山の辺への誘客を促進する。

（留意事項）

- ① 令和６年１０月から令和７年２月の期間で２回以上のプロモーションを実施することとし、そのうち半分以上はインバウンドとすること。
- ② それぞれのプロモーションの実施にあたっては、企画ごとに実施内容を委託者と協議すること。

#### （５） 地域活動参加型ツアーの実施

地域の住民等が山の辺で行っている営みを観光コンテンツとする地域活動参加型ツーリズムの実証実験を行い、観光を活用した地域づくりと関係人口の創出につながる仕組みを構築する。

（留意事項）

- ① 地域の住民等と連携した地域活動参加型ツアーを令和６年９月から令和７年２月の期間で５回以上（催行人数５～２０人程度／回）実施することとし、そのうち２回以上は泊付きとすること。
- ② それぞれの地域活動参加型ツアーの実施にあたっては、企画ごとに実施内容を委託者と協議すること。
- ③ 対象とする地域活動は、山の辺で行われている史跡や街道、耕作放棄地等の景観保全に関する活動及び農地での農作業に関する活動を対象とすること。
- ④ 実証実験の結果を踏まえ、観光コンテンツとしてマネタイズできる仕組みと、関係人口を創出する仕組みについての企画・提案を行うこと。

## ６ 再委託の制限

- （１） 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
- （２） 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。なお、再委託することが合理的なものとして以下に示すもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。
  - ① 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
  - ② 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
  - ③ パソコン、サーバー等のリース・レンタルの類
  - ④ 会議等開催の会議室、会場等の借上げの類
  - ⑤ 専門家・アドバイザーによる監修の類
- （３） 委託者は、（２）の承認をするときは、条件を付することができる。

## 7 権利関係

- (1) 本業務による出版権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとし、受注者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- (2) 所有権及び著作権、肖像権について
  - ① 著作物が他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。
  - ② 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて委託者に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物を非独占的に使用できることとする。
  - ③ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

## 8 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。このことは、本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

## 9 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 10 その他

- ・上記（1）～（5）の業務の実施にあたっては、別途、県が委託する「観光地域づくりコーディネーター業務」及び「観光地域づくり推進に関する調査・コンサルタント業務」の受託者と連携すること。
- ・本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要因を配置すること。
- ・業務の適切な管理・運営を行うための実施体制を構築すること。
- ・業務実施に係る費用及び各種データの収集に要する費用は委託費に含む。
- ・業務実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、県と協議の上、決定すること。
- ・受託者は必要に応じて、委託者と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。
- ・資料作成、情報発信等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産

権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこと。

- ・本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

## 別記

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。